臺灣昌新民報 夕刊
三月十九日
夕刊定價一部二錢
編輯兼發行人 佐々木 貞
發行所 臺北市榮町七丁目四番地 臺灣日日新報社
臺北市電話 ㊀番七八五番 臺北支局
臺南市電話 ㊀番七〇七番 臺南支局
花蓮港街大和町 花蓮港支局
大阪市西區阿波座堀通 大阪支局
東京市麹町區有樂町 東京支局

軍管理財産を返還
派遣軍總司令官聲明
新中國復興に協力

【南京十八日發同盟】派遣軍總司令官は十八日次の如き聲明を發した

支那派遣軍總司令官聲明

帝國は今回支那事變の勃發するや支那在留帝國臣民の生命財産の安全を圖るため已むを得ず支那側に對し軍事行動を採るの止むなきに至つたが、作戰終了後大局明るき展望とともに支那側に於ける帝國臣民の生命財産の安全を圖るため必要なる措置を講ずるに至つたことは既に屢次聲明せる所である

帝國は支那側の抗日容共政權の存在を認めず從つて從來支那側に於ける帝國臣民の生命財産に對し加へられたる不當の侵害に對しては嚴重なる責任の追及を行ひ又帝國臣民の權益に對しては從來支那側に於ける排日侮日の政權並に抗日團體の壓迫に對し之が排除に努めたるも遂に之が實現を見ざりしのみならず却つて帝國臣民の生命財産に對する支那側の不法行爲は益々增大するの狀況にあつたのである

帝國は今回の事變勃發に當り支那側に於ける帝國臣民の生命財産に對する不法行爲の絶滅を期し且つ帝國臣民の權益の伸張を圖るため支那側に於ける抗日容共政權の徹底的覆滅を期し之が實現に邁進しつゝあるものである

帝國は支那側の抗日容共政權の覆滅に當り支那側に於ける帝國臣民の生命財産の安全を圖るため必要なる措置を講ずるに至つたことは既に屢次聲明せる所である

實に徹底してゐるドイツの物資統制

歸朝した富田軍醫中佐談

【東京十九日發本社特電】和平か戰爭か不氣味な對峙の裡に世界の注目を一身に集めてゐる獨逸の大戰の立役者ヒットラーの國内に於つて約一年間その一呼吸一擧動を觀察した前駐獨武官富田直亮軍醫中佐はシベリア經由で二十日午前九時半ドイツの國民生活を中心に土産話を齎らす

ドイツ人はその總てを自信してゐるが一體ドイツ人の强さは

適して　みるらしい、物資統制は實に徹底してゐるが非常にうまくいつてゐる、食料品の切符制度は實施後も餘かだつたが國民はこれに對して不平などは全然ない、食料品では肉類、人造バター、に切符制が布かれて四週間毎に一回切りの切符が渡され買入れ數量も制限を待たねばならぬが出來ない、この切符は學問的に割出した最少限度のカロリー基準として一般人、勞働者の男女別勞働者にも病、兵隊の

區別　があり鑛山勞働者は最勞働者で約四千カロリーも特別の配給を受けてゐる、人體には普通一、八〇〇カロリーが必要だとされてゐるが切符では一、九〇〇カロリーまで制限られ後の不足分が代用のパン、野菜、魚肉で補はせるが餓らしいコーヒーはゝ全然なく代用品として發表の物を飲つてゐる、ビールや煙草にも足してゐないが二箱の煙草が配給せられてゐる、聖大戰の

經驗　から全ての物への限界の制限は嚴しいものでクリスマスの時の物の買入れ方等は確かつた、然し各時も皆ン人も一律に制限を受けてゐるからこの方の不平はない、暖房燃料などは特に寒冷地帶の人民は嚴しくとも耐へ得る程度に割當てゐるが、暖房燃料は特に寒冷地帶の人民は嚴しくとも耐へ得る程度に割當てゐるが、暖房燃料などは

社會生活を子供に教へたい

德性の涵養こそ大切！

お買物にも飛行機で

“時は金なり”です、いいえ、そんな心配はございません、私共は毎日市場の買物にも自家用の飛機でまいりますわ、勿論飛機だって私が操縦しますの、自動車より安全です」と云つて、買物にお出かけのリチャード・ガーデイナー・カセイ氏夫人と子供たち（ハンドニー所見）

り、僅のあるおつやりとした態の朝もしい姿の強い人が少なく望ましいのです

實行が出來たらそれが當ち德でありませう。つまり德は人の踏むべき道を正しく踏み、實行を實行してゐるうちにそれが同化して自己の生命となつてしまふ

木の芽時の健康

特に成長期の子供には注意

醫學博士　岡田道一

木の芽時には體に注意することが大切であるとは、昔からいはれてゐます。寒い冬が過ぎそろ〳〵暖かい春の來るときは草木と同じく人間の身體も追々活動を開始する時、從つてどうしても無理を仕易になります。さうでなくてさへ寒氣の變り目といふものは、身體の抵抗力の弱い時ですから、他の時なら多少無理をしても、病氣に罹されずに濟む場合でも、この木の芽時には思はぬ不注意から病氣に罹り易くなるのです殊に若い子供は身體の成長期にあたるので、大人よりも尚一層の注意が肝要です。それ〳〵も無理せやうに、平常よりも更に一層健康に注意して病氣の入り込む隙をつくらぬやうにして下さい。

病氣には罹かないと申しましたけれどもこれを全く免れるといふことはよくないことです、寧ろ病氣に罹り、醫者にかゝつて治すことによつて、病氣に對する抵抗力を養ひ、體質を改善することが出來るのです。

履物は人柄を示す

すこしも無駄がありません、手入が終れば終のところを薄い紙につつみ程に入れてなるべく濕氣のないところ、下駄箱の上部に置くやうにします。普段用にも一寸した外出用にも重寶の下駄がこの頃非常に用ひられてゐますが、そんなに用目のよいものでも洗して置いたらそれこそたらひのないものです。殊にごこに溜り易く黴菌の繁殖し易い場所ですから、晴雨兼用の下駄は一つにしてこつでないといふことであります。自分さへよければそれで十分だといふ考へが子供の頭を支配してゐたら社會生活に大切なことであります。

神は祕りません。個人が社會から受ける恩惠、社會に對する義務などは必ず子供の腦裏へ深く印象させておく必要があります。もし社會に對する恩惠や義務を知らずに社會を改善するために努力することはないのです。そうすれば後の社會は決して進歩したり向上したりすることはありません。社會を自身とすれば自分はその一部と見るべきものであります。そして長期義務に國民が一丸となつて、辛苦に耐へて國運の發展を圖るといふこともこれを强化しなくてはならぬことを敢然として敎へてゆきたいものです

敎育といふた點と個人の榮譽を期するための手段と考へるものがあるのは大間違ひで人はたとひ私生活をしてゐても、ほんとうは公生活をしてゐるのです、公生活をしてゐるものが私といふものの利害をのみ考へてゐたら正しい公生活を發揮することができません

敎育は、社會生活に大切なことであります。大抵の人は新しいことをして世を進ませることもありますが、惡い方へ傾びやすいことを進めてゆくことになります。學齡兒の學校敎育がこれまで往々にして社會の氣を忘れてゐた傾向がありましたが、小さの利く百合いインテリよりも、少し位間の拔けた人の方が社會生活には適してゐるのです。

昔時は一たび敎師に撫でられた黒板や下駄の汚れたものは、決にもう入りたい心地のするものです。外出用の履物はなるべく仕事用の手入れそして最後までのするやうにしなければなりません、最近の流行としては草履が全盛ですが、これも歩行の練習から考へた用途にかなつてゐますがレザーでも手入れの如何によつて相當長く使用できるものです、使用後はよく乾いた布でほりを拭き無色の靴用クリームを布につけみ合せて方遍なくゆきわたらせた布で履を磨くやうに注意したいものです。

皮膚病は此れで治る

永年こされた皮膚病を斯うして治した

兵庫縣揖保郡揖西村　玉村政吉

私は若い頃皮膚病に罹りましてその苦痛はほんとうに堪へ難く彼れ此れと八方手を盡し、人の良いと云ふものは何でも試みて治癒に努めましたが、或時は一時樂になつても亦其所此所に吹出して手の付け樣もなくトウトウ其まゝ六十九歳を迎へました、此れが一昨々年の事でその夏も亦惡化してホト〳〵困りました、丁度其時有名な慈惠堂に皮膚病に良く効く皇漢藥のあるといふ事を知りましたが、此れでもどうかとは思ひ乍ら取寄められるまゝに一應照會してみますと此れ

冬の衞生

皮膚病は此れで治る

永年こされた皮膚病を斯うして治した

兵庫縣揖保郡揖西村　玉村政吉

私は若い頃皮膚病に罹りましてその苦痛はほんとうに堪へ難く彼れ此れと八方手を盡し、人の良いと云ふものは何でも試みて治癒に努めましたが、或時は一時樂になつても亦其所此所に吹出して手の付け樣もなくトウトウ其まゝ六十九歳を迎へました、此れが一昨々年の事でその夏も亦惡化してホト〳〵困りました、丁度其時有名な慈惠堂に皮膚病に良く効く皇漢藥のあるといふ事を知りましたが、此れでもどうかとは思ひ乍ら取寄められるまゝに一應照會してみますと此れ

元來皮膚病はなか〳〵治り難い病氣で、此れまで種々手を盡して尚ほ快方せずお困りの方は一刻も早く本藥をお試しあれ。

◇頒藥御希望の方へ◇

藥の皇漢藥は藥劑に關する事は勿論、藥劑も疾病に合せ其日々々調製致しますもので、一日も早く御希望の方は書面にて御申込み下さいませ。藥劑內容は勿論、藥劑に關する事は勿論、藥劑に關する事は勿論、藥劑に關する事

馬に乗る猿

(105)　伊東　石川達三作　顯畫

馬

風（三）

敷島は、みっほの行方が何と、合併の中止と、敷子の死とをもって迷った。そして合併中止を機として朝早く湯原邸へ、大膳光子に帰ることになり、下湯はまた混雑をはじめた。

竹下邸は静子の家に在って、緊張たる二週間をすごした。海に暴光はみなぎり、空気はたかかった。彼は毎日邸をうらし、またあとの半日は息を釣ってくらした。しかし、釣竿れてるでも、もう大きな獲や餌を釣りたいという野心は失っていた。獲や餌を断念すると同時に、この十何年という物質に対する野心も失ってしまった。

勝くなるということはどんなことか？彼はいまはじめてそれを考えてみたのであった。人間の幸福とはどんなことか。生きることの喜びとはどんなことか。

彼は、「平和」ということがどれほど貴いものであるかを知り、秩序ある良い生活というものの良さを考えてみた。すると、二人の娘をもってみる現在の状態が何にも増して後悔された。

竹下邸は、きらきらと光る水面を眺めながら、竹下邸は漠然こうだらうと思を続けることがあった。四年と長い間に離れてるるひだに、敷子を死なせてしまったことが、たまらない後悔をそそって来るのであった。なだけない父を、その子は恨んでみたに違いない。……彼は今日まで自分が少しも気づかなかったことに涙がついた。もう出世もなく楽もない現在の大膳光子をもって、ささやかに、即実に、心つましく生きてゆきたい気持ばかりであった。いま思ひ出す彼の心をあたためた。そして心の温まることが、彼にとっては悲しいことであった。

邸は何としても敷子のことがあきらめられなかった。あの子のために何かしてやりたいと思った。

「私だってあきらめられないなあ……」

子供を失ふと、人生がわかると世間では言われているが、竹下邸邸ははじめて世の本当の姿を発見し、自分の生き方がどんなものであったかに気がついたのであった。

邸は、その後、敷子のために一生懸命をこらへた。

それは不幸にして死んだ敷子の愛をたたえるる慰藉のものであったと共に、自分のあさましい生活のざん悔のためでもあった。

雪降る村の子供と犬

（上）

小川未明

いつも十二月になれば、雪が積るのに、今年は正月に入っても、また、雪が降らなかったのであります。

「父の知らせを受けたかな」と、年寄りはこの話ばかりでした。

ある日、武ちゃんが、学校から帰って、外で遊んでゐると、雪の上がピカ〳〵と光りました。

「おや、今頃分御覧るのかしら」と、家の仰いでゐると、飛行機の爆音が、上の上の白い雲の間から、時々思ひ出したやうに聞こえるのでした。

「遠いんだには、それだから、音がきこえないのだ」と、いつしよに遊んでゐた姉ちゃんや、きよ子ちゃんは、

「あら、あすこへ雪が来たわ」と、いひました。

「小父さん、クロは、この頃楽なんは部屋に寝ひました。

「きよや、武ちゃんが、遊びに来て下さったぞ」と、小父さんは、家の方を向いて、大きな声で、いひました。

「小父さん、クロは、この頃楽なんは部屋に寝ひました。

「さあ、どうしたかな、清吉さんがなくなってから、来てもかまはないからな」

この時、家の内から台所をして出やうとしたきよ子ちゃんが、

「あら、あすこへクロが来たわ」と、いひました

「そうかそれは、いけれました。

「おばあさん、雪が降るの？」と武ちゃんが、きゝました。

「大雪の時は、そうして、雪が降ると、山に雪ごもりをするものだ。

「おばあさんは、怪しいことを考へてゐるんだから、おつしやいました。果して、その晩から、寒い北風が吹りはじめて、さら〳〵といふ風にまじって、窓の硝子に当る雪の音がしたのでした。そして、明る朝、起きて見ると、あたりは真白で、また雪は降りつづけ、みました

「おばあさん、大雪ですと、武ちゃんは、おばあさんのところへ走つて行つて知らせました

「かうおそくなつてから除雪した雪は、一度に除山積るものだ」とおばあさんは、いはれました

武ちゃんは、おきに寒く来るであらうと思つたのが、なんだか当がはづれて悲しかつたのです

「ころはのやうにして、学校へ行けよ」と、おばあさんがおつしやいました

「おばあさん、支那から雪が降つてるんですね。新聞に兵隊さんが雪の中を進軍してゐる写真が出てゐるから」

「ほんたうに、ご苦労なことだのそれを考へれば、寒いなんとはいはれない」

「もう五、六寸積つた」

「汽車は、まだ通つてゐるか、暗切を気をつけて行けよ」

「さつき、雪の音がしたから、まだ通つてゐる」

武ちゃんは、隣のきよ子さんを誘つて行かうと思ひました。きよ子ちゃんの兄の、清吉さんは、つい先月召集されて、出征したのでした、清吉さんは、武ちゃんをかはいがつてくれました。そして、今年も雪が降つたら、袋鉄砲を持つて、山鳩や、うづらを打ちに行かうと約束をしたのでした

「武ちゃん、その時は、クロをつれて行かうよ」

「さうだ、クロをつれて行かうよ」

クロは、村犬にめる甲斐犬の犬ですが、かはいがるの家へ毎日遊びに来ました。中でも清吉さんや、武ちゃんとは大の仲好でありました。そしてクロは遊びに来ても何となく、さびしさうでした。そしてあの人は、どこへ行つたのだらうと不思議がつてゐるやうでした

雪の降る中を、武ちゃんは、マントを着て、帽子を被つて、長靴を穿いて、雪を踏み分けながら、きよ子さんの家へやつて来ました。門のところで、臆かに呼けてゐました

「あれ、清吉兄さんちやないか？」と、武ちゃんは、びつくりしました。しかし、傍に立つて見ると、きよ子さんの小父さんでした。お父さんは、肩子の外套をかぶつて、その下に肩子のドテラを着てゐたのであります。

「僕、清吉さんかと思つた」と、「は、は、は、そんなに似てゐるかな、さうきこの頃を通つた村の者さういつてゐたに」と、小父さんは、

今週の映画

ジャングルの戀

廿日からタイゲキ

パラマウント社の製作で演出はジョン・ファーンホー、放演者はドロシイ・ラムーア・レイ・ミランド、リーン・オーアマン其他【梗概】ボツプは敵船を奪取の操縦士ドキンスの援助を依頼されたので、機関士のジミイと一緒に海上を飛行して居ると、アドキンスの援護した逆りで二人の飛行機も赤熱烈な発動機に襲はれた、そこでとある島に不時着して飛行機は大破したが幸ひ二人の命は助かつた、此の島にはチューラと云ふ美しい娘がチンパンヂーとライオンの仔を相手に住んでゐた、チューラは偶いたまクラブやジミイに同情して色々と親切に見てゐる中にボツプを愛する様になつた、数日かたつた或る日、土人の行列が此の島へやつて来たが、同時にチューラの姿が見えなくなつた、ボツプとジミイはチューラを探し乍ら再び島の中へ入つて行くと、先程の土人共がアドキンスを輿に乗せる儀式をしてゐる最中であり、チューラは其の中で高くアナの隆病の供物にされてゐるのであつた、そこで二人は飛行機の破片を集めて夜を組み立てゝ島を脱れようとしてゐる時クアナと多数の部下が現はれて二人共捉へられてしまつた、ボツプとジミイとチューラとは隣の祭壇にさせる為であつた、すると突然大地震が起りクアナと土人共は悉く死亡した、ボツプ等三人は命からがら海岸へ辿りつくと、航空救助のヨットが此処へ来てゐるのを発見、ヨットに乗せて救援を依頼に来てゐた、船に伴はれたチューラはエリナーとボツプが新婚の間柄である事を知りボツプをあきらめて島へ帰つたがボツプはエリナーとの婚約を解消して島へ戻りチューラとの仲は元に戻つた、同時上映は川崎弘子、佐分利主演の松竹映画「若き旅路」

夕刊經濟欄

株式崩落の原因

十八日の東京株況

【東京十八日發本社特電】▲呉服（三越）七〇　七九　八〇　七九　▲帝繊　八〇　八一　八〇　八一　▲日窒　八一　八二　八一　八二　▲日曹　八一　八二　八一　八二　▲日鉱　八三　八四　八三　八四　▲東芝　八一　八二　八一　八二　▲東電　八一　八二　八一　八二　▲東綿　一二六　一二七　一二六　一二七　▲東拓　八一　八二　八一　八二　▲東鋼　一二六　一二七　一二六　一二七　▲東洋紡　六〇九　六一〇　六〇九　六一〇　▲日本郵船　三八一　三八二　三八一　三八二　▲日本製鋼　三八一　三八二　三八一　三八二　▲日本鉱業　八三七　八三八　八三七　八三八　▲日本石油　八一一　八一二　八一一　八一二　▲日立　八一一　八一二　八一一　八一二　▲富士瓦斯　七七〇　七七一　七七〇　七七一　▲富士紡　八一一　八一二　八一一　八一二　▲北海道炭礦　四二一　四二二　四二一　四二二　▲北海道拓殖　四二一　四二二　四二一　四二二　▲北海道製糖　四二一　四二二　四二一　四二二　▲北海道電力　四二一　四二二　四二一　四二二　▲北海道電力　四二一　四二二　四二一　四二二　▲北海道電力

臺灣日日新報
日本夕刊共十二頁
國語家庭 佐々木一人行
臺北市榮町一丁目十番地 臺灣日日新報社
定價 本島人 一ヶ月金四十五錢 三ヶ月金一圓三十五錢 六ヶ月金二圓六十錢 一ヶ年金五圓 前金
廣告料 特別一行十五字 同 五行 同 五十錢 臺北一番 電話 代表八〇二一 編輯局二〇五 營業部二〇六
昭和十五年三月二日 水曜日 第一萬四千三百七十四號

敵四箇師は潰滅
靈山西方の殲滅戰

【重慶十九日發同盟】靈山西方地區の包圍殲滅戰は愈〻一層たつての決戰に依り第六戰區の最高潮に達し、敵四箇師は殆ど總崩の態に陷り、更に我が第四戰區は北方に向進する敵を退路中である、今次の作戰を通じての敵の死屍遺棄地として著きを增し、その屍地區の岩山には多數の屍體が投げられてあつたが我が陸續の總攻撃に依り完全に殲滅され再び使用し得ない狀態となつた

蔡廷楷の隱家を發見

【南寧十九日發同盟】靈山縣城攻略を目指し南下中の我が○○部隊の一部は十八日午後總山西南方六粁の山中に在つた敵第二十六師團司令部及び同師團司令官蔡廷楷の隱家小鎭三千、同縣第二方面の敵二萬五千餘、總司令部二萬五千餘、其他敵第一線部隊總計一千餘、十字形に構築された堅固なる陣地、敵彈藥庫數箇所、防禦面八千其他を發見これを破壞した

海南島の殘敵掃蕩

【海口十九日發同盟】海南島中部地區の總攻撃に參加した陸軍精鋭部隊は十四日早朝中部地區を出發し海南島中部地區の敵と交戰これを擊破し、夕刻迄の實方八井樓木市及び同市附近地區に進出し敵主力を壓迫した、引續き十五日は同地區に殘敵掃蕩及び警備に當つた、谷田部隊は十五日午頃敵の根據地瓊山縣城を占領し、陶村、森の部隊は瓊山縣城の東北方約十粁の地點に於て敵の退路を遮斷し、敵主力を擊滅した、谷田部隊は瓊山縣城及びその附近において四、五百の敵を擊破潰走した、谷田部隊は瓊山縣城及びその附近に於ける敵を擊破しつつ縣内の要地三十粁圓の地區を占領した後瓊山縣の外港海口に向け進撃を續行し、十八日午後海口市の東方約二百粁の地點に於て敵の一部を發見これを擊滅せしめた、斯くて敵三千餘を四方に逃走させ敵力擊滅の目的を達成した

堂々澄海縣城に入城

【汕頭十九日發同盟】汕頭攻略戰に參加中の我が○○部隊は十八日午後澄海縣城に入城した

敵遊擊隊を殲滅

【福州十九日發同盟】福州南方地區に蠢動する敵遊擊隊は我が軍の掃蕩作戰に依り殆ど潰滅狀態に陷つたが、その殘敵は尙ほ福州南方約四十粁の地點に集結し、我が軍の後方攪亂を策してゐるとの情報に基き、我が軍は十八日午前八時半福州を出發、午後一時半頃目的地點に到達、敵遊擊隊を包圍攻撃し、敵に多大の損害を與へ殘敵は四散潰走した

淺間丸事件に關して
衆議院本會議は混亂

【東京十九日發同盟】十九日の衆議院本會議は午後一時二十五分開會、淸瀨一郎氏（昨日同氏の質問のため會議中斷）に對する我後の日英關係の外交折衝を終了したる後、質疑應答に移つたが、午後三時二十三分再び休憩に入るまで殆ど全部の時間を淺間丸事件に關する質疑應答に費やされた、その大要次の如し

【東京十九日發同盟】淸瀨一郎氏（昨日同氏の質問に對する我後の日英關係の外交折衝を終了したる後、質疑應答に移つたが、午後三時二十三分再び休憩に入るまで殆ど全部の時間を淺間丸事件に關する質疑應答に費やされた、その大要次の如し

【東京十九日發同盟】淸瀨一郎氏（昨日同氏の質問のため會議中斷）

淸瀨一郎氏

社說

食糧問題への積極對策
政治の大局性を想起したい

一

米の問題にせよ、その他の食糧問題の對策にせよ、政府の方針は依りに消極に過ぎる感がある。もつと大局的見地から強力一體的の積極的な施設を何故講じないのだ。配米も宜しい、代用食も結構だ、あらゆる消極的入りで米食一本の日常生活改善を叫ぶも結構だが如何せん、それには強力な統制が伴はねばならぬ。これに對しては現下の政情が許さないと言ふ。然し國家總動員法を發動して國民の天賦の自由を奪ふ事も出來るのだ。米食のみに依る事の不可を叫んでも、天候の具合で全國的に減作になつたら、其の政策はどうからはなならぬのだ。政治は一方眼みでは駄目である。死角の無い天眼通的大局を忘れてはならぬのである。

二

支那事變に關聯して、四年ノ國際關係を擔つて重點上に立つ全く知したのは實かつた。今度上海の中央機關を設けたり、臨時必要物資の統制を實行したのも結構である。然し昨年の不作の早害に依つて窮餓だけで二千万石からの米作減となり、內地にも九州中國筋の被害地方あり、これで米問題に惱み行き詰つて了つた。更に米作への旱害は同時に、水害による減收となつて水利問題といふ新難題が加つて來た。"生産力擴充"といふ新下の重要政策にまで響いた。已むなく火力發電の爲めに石炭を要求する事になり、最重問題の一にまで波及して千萬万噸を生むに至つた。

三

政府當局の立場からいふと、こんな筈では無かつたらう。しかし後の現實といふ不測の天災をも勞に入れて、政策を立てて置かなかつた點が、罪なる失政具合では今日これだけの大きな問題を派生したのである。昨年の旱天さへ無くば現在の食糧問題も無くの天災で日本の政治が批判されるといふ事は誰が考へても事實ではないか。但この點は今後の現實問題の對策に其處に一層の積極性を發揮して貰ひたいから今後の施策に對して、一言を呈するに過ぎない。

四

米の問題は、單なる米穀の問題ではなくて、結局に於ける外國人の經營を擴ざんとする法案を提出した、右提案說明書によると過去數年間に於ける北島小農業が安定外國人の下に置かれて來た結果を指摘してこれが改正を要望「法案施行前に下付せられる許可を有する者を除く公設市場に於ける蔬菜者は蔬菜の販賣を營ふ者は限り從來許可を受けざるものと看做す」と規定してゐる。而して右提案の理由として「本島に於ける農業は從來內地人の手で」を強調した從來は北島人の手で」を強調した從來は北島各方面に多大の反對をうけたものであつたが、今回此點は全く反對、各種團體員は何れも殆んど此の提出に賛成の意を表してゐる。

燃烈な排外立法案
比島の國家主義産業

【マニラ本社特電廿日發】客年十二月二十日總督府令第百號を以て公布された「比島に於ける外國人の經營する農業に關する法律」は、比島人の經濟的獨立を確保し、且つ比島人の福祉を增進する爲めに、外國人の比島に於ける農業經營を制限し、又は禁止する權限を總督に與へるものであつて、其の內容は次の如くである。

一、比島に於ける農業經營は、比島人又は比島人の經營する會社に非ざれば、之を爲すことを得ず。

二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

三十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

四十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

五十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

六十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

七十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

八十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

九十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百二十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百三十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百四十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百五十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百六十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百七十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百八十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

百九十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百二十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百三十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百四十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百五十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十五、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十六、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十七、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十八、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百六十九、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百七十、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百七十一、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百七十二、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百七十三、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百七十四、比島人の經營する會社にして、其の株式の過半數が外國人の所有に屬するものは、比島人の經營する會社と看做す。

二百七

南支糖業の開發

日支提携經濟建設に寄與

去る一月中旬東京に於ける第一回日支經濟懇談會に出席した帝國製糖會社取締役相談役正六位勳三等男爵藤山雷太氏は二十日午後六時半大阪驛着特別急行列車にて歸阪したが、同氏は今回の日支經濟懇談會に於ける我が國側の代表者として、日支提携經濟建設に寄與する所多大であつて、帝國製糖會社としても大いに力を盡すべきは勿論である

牡丹崩れず

（第十回）

竹田敏彦 作
岩田専太郎 畫

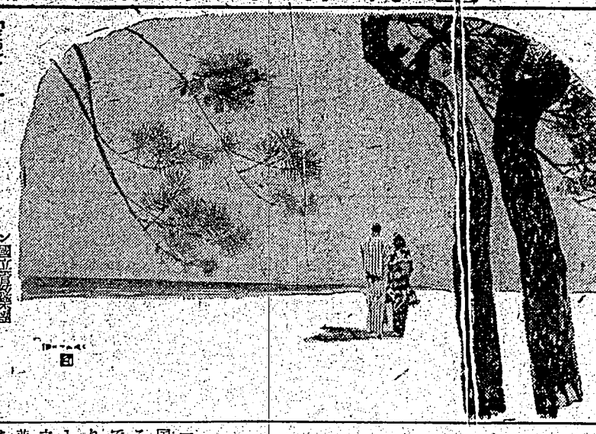

紅白の花（九）

酔ひんだ月光に照つて、空と海とが夢のやうに溶け合ふあたりにキラリと銀貨の如が光つた。

「あれは、何処の娘さんでせう？」

「さあ……大島にしては、美すぎるやうだが……」

英二は、うつとり地平にそそがれた娘子の姿みるやうな瞳を見た。

何か現実の世界から遊離した、幻的な甘い情緒が、感ずる人のやうに二人を包んだ。

二人は、無のやうな白い砂濱の上に、静かく脚を踏らせながら、語らくは無言で歩いてゐたが、

「ねえ、奈都子さんに、悩られないことよ」

突然、娘子が、英二の方へ顔いた。

「何故です？」

英二には、あまりに唐突な、娘子の質問に眼を瞠つた。

「だつて……」

娘子は、英二の不審に充ちた眼神に、にんまり笑へるやうな微笑の眼を向けた。何故か、ちやうどロ調つたが、

「だつて、二人きりで、こんな処を歩いたりして……」

「……」

英二は、突然こんなことを言出す、相手の娘心を探るやうに、娘子の顔を見た。

「あなた、奈都子さんと、御婚嫁なさるんですう」

「はつは、そんなことが、心配なんですか！」

英二には、あつさり笑ひに打消した

蕃山にも〝國語の家〟

きのふ十五戸表彰さる

【台中電話】第四回台中州下蕃社國語講習會發會式は十九日午前九時から台中市に於て知事代理山岸內務部長、警務課長、警察課長、理蕃課長、石橋內務課長、蕃務官、蕃務主任、蕃務官補、川口警務課長補佐等出席、川口警務課長を始め來賓を數百名、蕃社の酋長五百餘名出席の下に開催、先づ宮城遙拜、國歌齊唱、知事、警務課長、理蕃

乙女の旅より
子供の國へ

（十二）

謝冰心作
倉石武四郎譯

本當ですよ、小さいみなさま、私この度開廸の間にはただ、お世話や愛がこんなに人を感動し、こんなに魂を吸ひこむものだとは知りませんでした……さう〳〵、そんなに申してゐても、みなさまの方が私より、ずっとよく御存じでしたのね。私はただこの心持を、いつ迄も持つづけて、この世に暮してゐられる限り、このひろい神聖な愛をば、敬ひつ頌へつしてゆきたいと思ひます。セントポーロの手紙の中に、「金はこの愛ふかき感情を傳へんがため、御をかけたる使者となれり」といふ驚くべき句が書いてあります。一人の使者が、いま割り知られた愛の御業をかけてゐます。小さいみなさま、どうぞ敬虔して下さい、この高い聖の世界にむかって、くん〳〵進んでゆける様に励ましてくださいね。

この手紙は、私のお世話だけを御承知しようといふのではありません「世」といふ言葉をとりだして申しあげるのです。この世の中に交渉を持たないものはありません、人の主でないものはありません。そして、世の愛は、いつもおんなじです。無限なみなさまは私の百倍も千倍も強くはつきりとおわかりになつていらっしゃいませう。世の愛につきまして、私がみさまの師匠になつて自慢できる様なことは、毛ちほどもございません。何故って、この廣い世の中に、世を持たない子供はありませんもの。小さいみなさま、数万人も金持も、身分の高い人も低い人も、詩聖はみんなにお世話やお魚の為に、いえ、本一册改版一枚の為に、お世話にさから ふ様なことがあります。その時は、ただだまへたかつただけで、お世話だつて寸も腹にかけていらっしやらないに決ありません、けれど、今かうして病気で臥ながら、一つ一つ思ひだして見ますと、身ぶるひするほど後悔します。みなさま、私の過失をよく見てください、そして、これからみんなで注意しませうね、本當にあなたを愛するのはお世話だけです、お世話のお叱りになることには、一つつ素謂らしく大きな訳があるのです、花や鳥、獣や魚などを愛するのは、ほんの戯らくのことです。お世話の愛に永久に暖くのです。

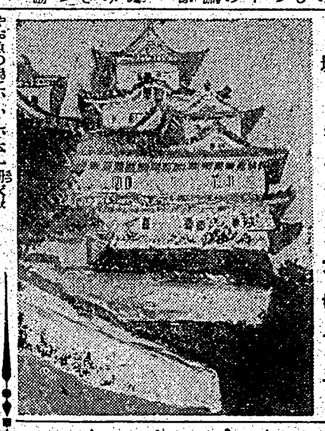

城（近く個展）　大橋了介

海外文藝の流れ

◇モダーン・ライブラリー近況

モダーン・ライブラリーはその「ジャイアント」シーズにワルト・ホイットマンの詩のすべてを一八九二―九二年の版におけるやうに網羅して再版行する事になつたと不滅的紙に明瞭印刷し、グリーンのブック・クロースでしつかと製本してゐる、ヴァレンチ・アンゼロの繊細的な線描は詩の精神をよく表現してゐる、同じシリーズに「トム・ソーヤー」「ハックルベリー・フィン」が入つてゐる、これらのマーク・トエインの二篇は初めて一巻に収められて出版されだ、モダーン・ライブラリーはその後目覚ましくジョン・ドス・パッカンドの傑作「北緯四十二度線」を入れてゐる、エマーソンによつて編まれた本から切取つてゐる傑れた地方小説の一つである、ヴィンセント・シーアンの「個人的な歴史」ジェオフリ・チョーサの「トロイラスのクレシダ」も入つてゐる、後者はジョージ・ライリップ・クラップが新しい近代詩に書き直したのである

文那謀略秘帖

張儀曰く〝我に尚舌ありや〟

（6）

（上）

安藤德器

（前略）ちの人であつて、縦衡と共に異彩を放つに学んだのであるが縦衡はそのまゝ後に及ばないとしてゐた。しかし縦衡の方が彼よりは先に斉楚に成功した。ここにおいて彼は楚に入り、懐王に仕へて縦衡と共に国の運動をなしたのである。連衡説を簡単として言んでその狙ひを述べ、楚に反抗することなく、楚について、その国立を保持せんとするのである。故に会後とは会談国で、従つて頭脩が楚国に於いた友句も縦衡とは全然反対である。彼は楚に王では「君は、君は万年皇に過ぎず。辛は三十万に過ぎず。又趙は四に平かにして、趙楚四に過し、燕は雲雲楚にして全山大川の図ある無く、即より楚に至るまで（ここの部は楚の懐衡）百里に過ぎず

（前略）ちの人であつて、縦衡と共に異彩を放つに学んだのであるが縦衡はそのまゝ後に及ばないとしてゐた。しかし縦衡の方が彼よりは先に斉楚に成功した。ここにおいて彼は楚に入り、懐王に仕へて縦衡と共に国の運動をなしたのである。連衡説を簡単として言んでその狙ひを述べ、楚に反抗することなく、楚について、その国立を保持せんとするのである。故に会後とは会談国で、従つて頭脩が楚国に於いた友句も縦衡とは全然反対である。彼は楚に王では「君は、君は万年皇に過ぎず。辛は三十万に過ぎず。又趙は四に平かにして、趙楚四に過し、燕は雲雲楚にして全山大川の図ある無く、即より楚に至るまで（ここの部は楚の懐衡）百里に過ぎず

（中略）

「楚の地は楚国にして山国にして五国の中より最に収穫なく、豆でなくば豆でもある。民の食する所は、大抵豆飯豆羹でありて、一歳収らなければ、民は糟糠にだも厭かない。即ち、方九百里に過ぎず、二歳の食を支へる。大王の卒を数ふるに、三十万に過ぎない。而も厳徳員数（現役に服したり、今後に編制するもの）がその中にあり、もし徴事（臨時召集）を除くと、現卒は二十万に過ぎない五云」

と言つて楚に王では、

愈よあすから一齊 窄き門へ突入戰

臺北市内の中等學校

入學試驗 依然として狹き門の嘆

多數の女教員を 南支に派遣

文教局で目下銓衡中

結核患者は 增加の兆

欽寧戰で活躍した 鹽澤喜典部隊長 陸の隼として前線の華

臺灣代表の遺兒 帝都に一番乘り

海軍航空隊機が 大觀艦式に參加

航空日本三十周年 6

汪精衞氏に宛て 文樂人形を贈る

水夫や火夫たちに 高級船員の道開く

遞信省で臨時養成所を設置

燐寸の心配なし

神戸の各工場で大馬力

臺北帝大の學歌當選者

一等當選は松谷哲男君

内地の砂糖の切符制 實施には相當の時日 岡田鹽糖社長の談話

段數改定に付社告

明るい名刺 精美堂

三味線武士 日活一大豪華篇 主演 片岡千恵藏 市川右太衛門
鷲の歌合戰 主演 大谷友右衛門 大河内傳次郎
本日ヨリ三日間 大世界

鐵管に優る ゼニス◎パイプ 水道管 排水管 互場用送水管 集水管 一般下水管 臺北市北門町——專用電話8070・3765番 台湾ゼニスパイプ株式會社

色彩天國 恋のゴヤニ 待望の 封切 二〇日 臺々 キネマ 正午開場 八時間毎回三回
これ以上のジャングル映畫はない。これ以上の南海映畫はない。陽春只一本の總天然色娯樂映畫 帝王篇
「ジャングルの女王」のヒロイン ドロシイ・ラムーア 主演
レイ・ミランド ジョージ・アーシャムボー 共演
甘美な唇、黒々の髪、はち切れる半裸潘の肉體を躍らせて空に海にジャングルにふりそそぐロマンス！
逞しいラムーアの野性美が總天然色の豪華の色彩に映え、むせ返る魅力、土人のタブウ、猛獣がスリルを呼び火山噴火の凄絶さに爆發！
バラマウント二百萬弗巨彈愈々登場！
トンウマラバ作紡容超

風旋の春 川崎弘子 主演 三宅邦子 佐分利信 共演 坂本武 廣濱徹 飯田蝶子 吉川滿子 上山草人 監督 蛭川伊勢夫
脚本・八木隆武孝
人生の表裏とモラルを哂い涙と快い微笑で描いた松竹大船純情大作！

いよいよお待兼ねの 大世界 乞御期待
ターザンに子供が出來ました其の子が素晴しい活躍を致しますターザン映畫のトンハーワン最新映畫 技術の最高峰!!
凄絶ターザン 唯一無二名實共に世界王座 すで版華豪の大最に對絶はンザータのロトメたれさ荷入新に り振年三 高主 ーラユミズイワ・イニヨジ ンバリサオ・ンリーモ ドルーイフエシ・ンヨジ 供提所給配灣臺活日

小石川後樂園で 東亞武道大會開催

來る五月十八、九兩日

【十四日發】大日本武徳會では擧國一致の時局下に於て皇紀二千六百年を祝賀するため此の際武徳振興の機運を促進して民族協和の基礎を確立するため來る五月十八九兩日小石川後樂園において東亞武道大會を開催する、同大會には日滿支各地より百五十餘名（日本十五名）が參加し武徳の粹を盡して技を競ふ筈で目下その準備中である、尚同大會には日本の柔、劍道、薙刀、弓道、射撃、銃劍道、相撲、居合道、杖道、空手道、柔術、棒術、古武道の演武が行はれ、又滿洲國武道代表者の來朝も豫定されてゐる

米、濠兩協會受諾

汎太平洋卓球大會開く

【東京十九日發同盟】日本卓球協會では昨年ニュージランドに於て開かれた第二回汎太平洋卓球大會に參加した我國代表團の歸朝報告を聞くと共に第三回大會を來る五月十八日より二十一日迄の間東京及び大阪において開催する事に決定、之が豪州卓球協會に對し參加を申込んだ處、同協會より大會開催を承諾して來たので、日本卓球協會では愈々大會開催を決定した

立教が全勝制覇

關東大學ＯＢラグビー終る

【東京大學ＯＢラグビー】【立大ＯＢ】早 10000000 3 TGDPTGDP 17計 明 大 27（10-15-13）18 立 02001010 4 TGDPTGDP 17計【明大ＯＢ】

【早大ＯＢ】【明大ＯＢ】

【立大ＯＢ】

【早大ＯＢ】

【明大ＯＢ】

【早大ＯＢ】

【立大ＯＢ】

【明大ＯＢ】

【立大ＯＢ】

【早